

様式1 - (1)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書
（病院又は診療所）

保険医療機関	名 称						
	所 在 地	〒					
	医療機関コード						
開 設 者	住 所	〒					
	電話番号	()					
	氏名又は名称						
	生 年 月 日			職 名			
標榜している診療科目※							
主として担当する医師の経歴		(別紙)					
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定されたく申請する。</p> <p>また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。</p> <p>年 月 日</p> <p>開 設 者 住 所</p> <p>氏名又は名称</p> <p>長崎県知事 殿</p>							

※ 標榜している診療科目が多数ある医療機関については、精神通院医療に主に関係する診療科目のみで差し支えないこととする。

【指定要件】

- 保険医療機関であること。
- 指定自立支援医療を主として担当する医師が、当該指定自立支援医療機関に勤務（非常勤を含む。）していること。
- 指定自立支援医療を主として担当する医師の、保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して3年以上あること。（精神医療の診療従事年数には、「てんかん」の診療を含み、また、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含む。）

（記入要領）

1 「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書」について

- (1) 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載すること。
- (2) 標榜している診療科目が多数ある医療機関については、精神通院医療に主に関係する診療科目だけ記入すれば差し支えない。
- (3) 保険医療機関コードが未定の場合は空欄で提出し、決まり次第速やかに報告すること。

2 「経歴書」について

- (1) 主として担当する医師が複数いる場合には、そのうちいずれか1名について記載すること。
- (2) 医師免許の取得時期、免許番号を明記し、医師免許証の写しを添付すること。
- (3) これまでに勤務した病院、診療所等については、診療科目等の名称まで記載すること。
(例えば、〇〇医科大学精神科教室又は〇〇病院精神科のように記載し、〇〇医科大学、〇〇病院のように省略しないこと。)
- (4) これまでに勤務した病院等の診療科が精神科でなかった場合や、現在勤務している医療機関の標榜科目に精神科がない場合には、診療に携わっている主な精神疾患と診療従事年数を記載すること。
(例：平成×年から、主に「てんかん」や「神経症」の診療を行っている。)

※ 指定要件の1つが「精神医療についての診療従事年数が医籍登録後通算して3年以上あること」であるため、それがわかるように経歴書に記載すること。

- (5) 勤務先における身分（例：医長、医員、講師、助手等）を明確に記載すること。
- (6) 非常勤職員については、申請時点における直近1か月又は1週間あたりの勤務日数、延時間数を明確に記載すること。
- (7) 2以上の施設に兼務する等の場合であっては、申請の対象となる施設における勤務条件又は利用状況等を具体的に記入すること。
(例：〇〇医科大学精神科週4日（延〇時間勤務）等）

(誓約項目)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く)に該当しないことを誓約すること。

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律(労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

5 第8号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

